

# 參考資料

# 婦人保護事業の概要

## 1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和31年制定)
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③ 人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正・28年改正)

## 2. 対象女性 (「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

## 3. 実施機関等

- ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

# 婦人保護事業の各機関

(平成30年度予算)

## 婦人相談所

- 売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う
- 全国49か所(平成29年4月1日現在)
- 一時保護機能を持ち、要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の相談・支援、一時保護委託を行う
- 一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応  
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約10億円)
- 婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応  
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約2千万円)

## 婦人相談員

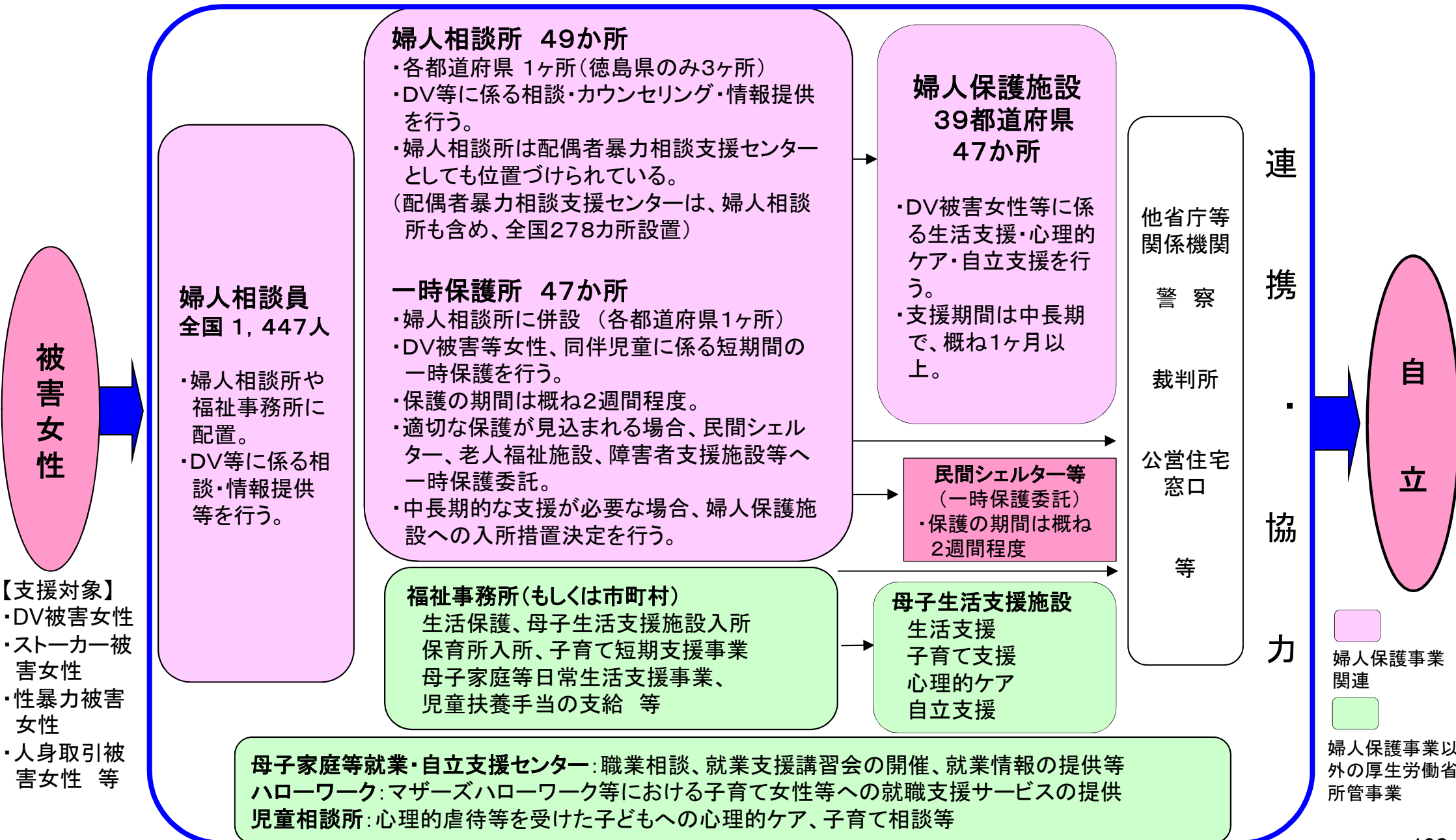
- 売春防止法に基づき都道府県、市等が委嘱し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務を行う
- 1,447人(平成29年4月1日現在)
- 都道府県婦人相談所、市福祉事務所等に所属し、要保護女子、DV被害者の相談・指導を行う
- 婦人相談員活動強化対策費(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

## 婦人保護施設

- 売春防止法に基づき都道府県や社会福祉法人が設置し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護も行う
- 全国39都道府県に47か所(平成29年4月1日現在)
- 要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の保護、自立のための支援を行う
- 施設職員の人件費、入所者の生活費について、婦人保護事業費補助金にて対応  
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約13億円)

# 婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



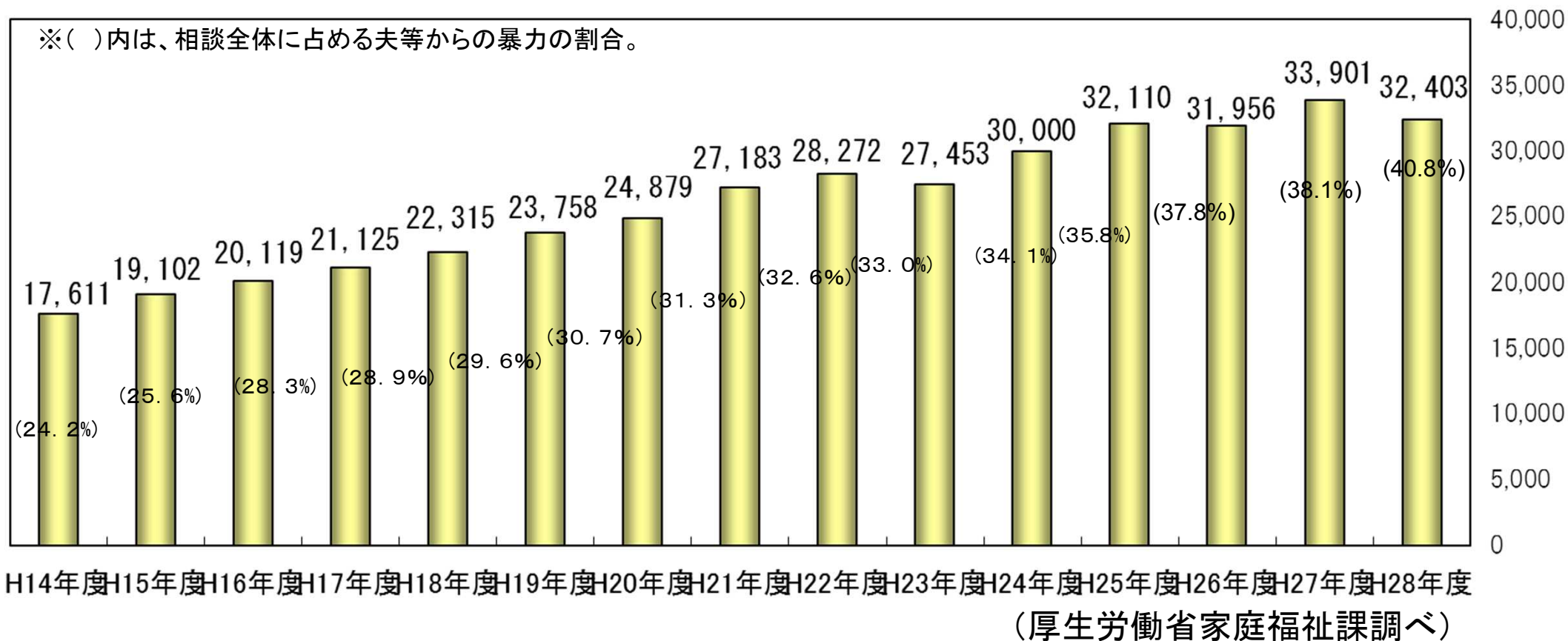
(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数 は平成29年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数 は平成29年11月2日現在

# 婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所及び婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数の相談全体に占める割合は、年々増加している。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合（来所相談）

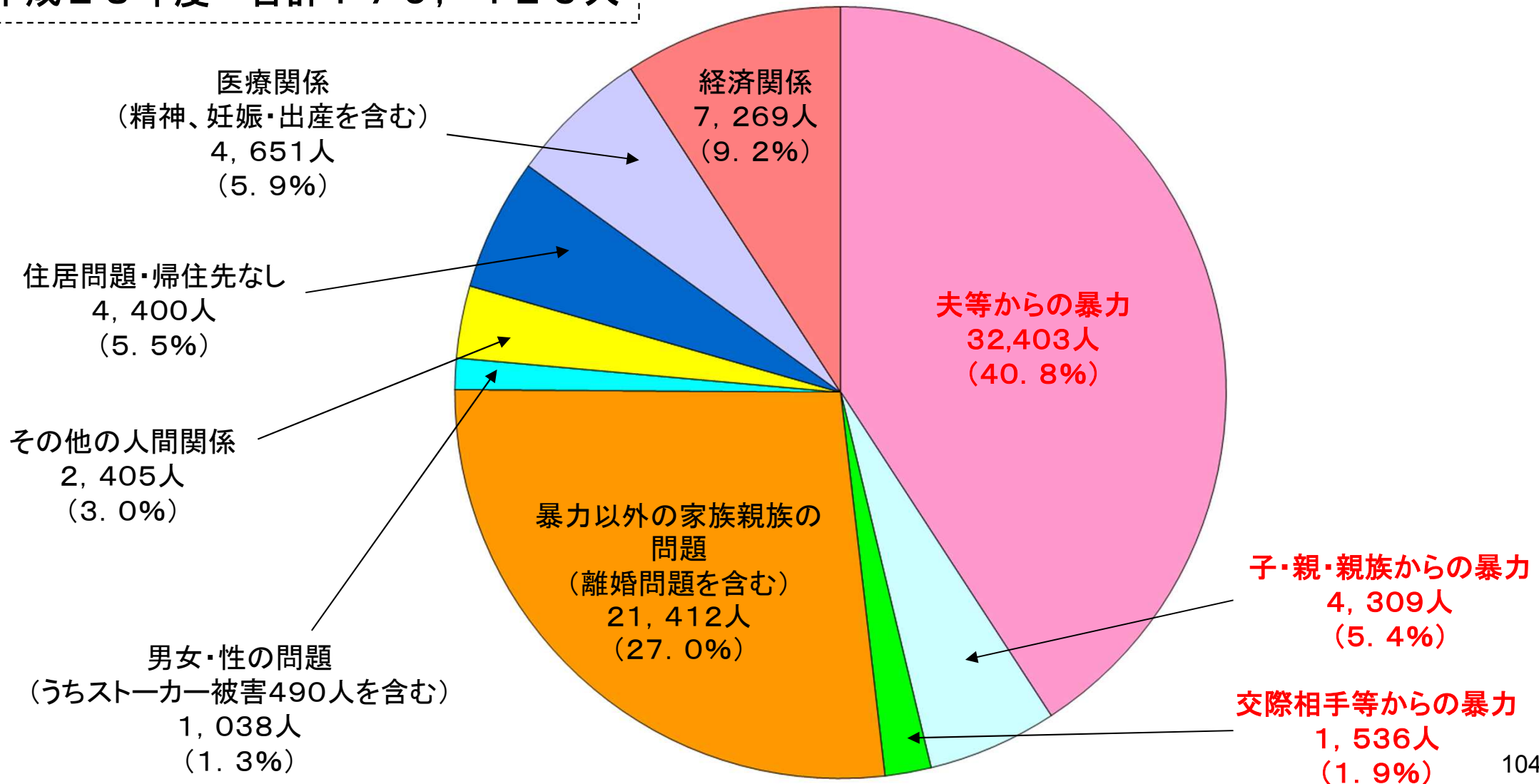
（人数）



# 婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の40.8%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の48.1%を暴力被害の相談が占めている。

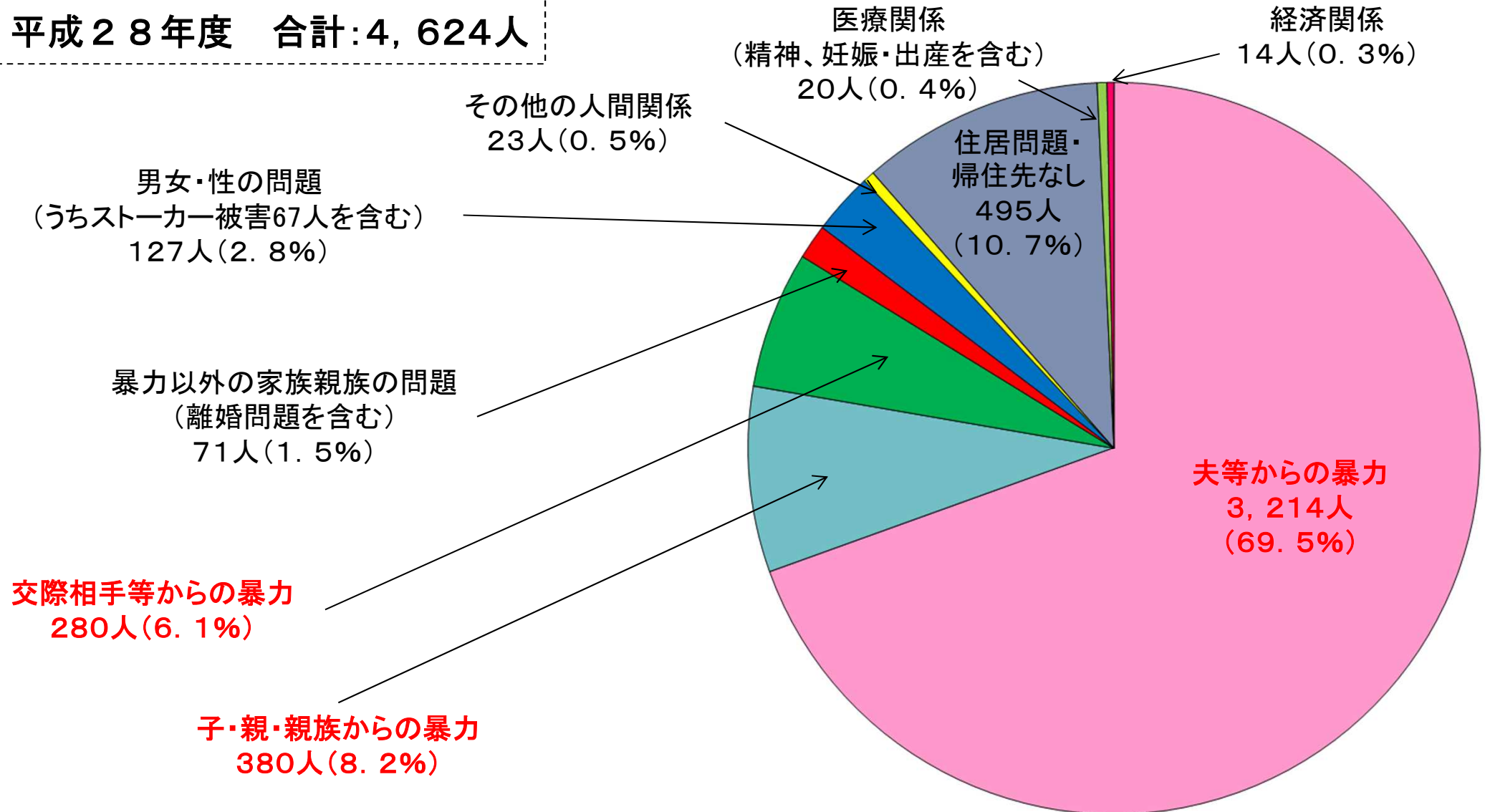
平成28年度 合計：79,423人



# 婦人相談所における一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の69.5%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の83.8%を暴力被害が占めている。

平成28年度 合計:4,624人

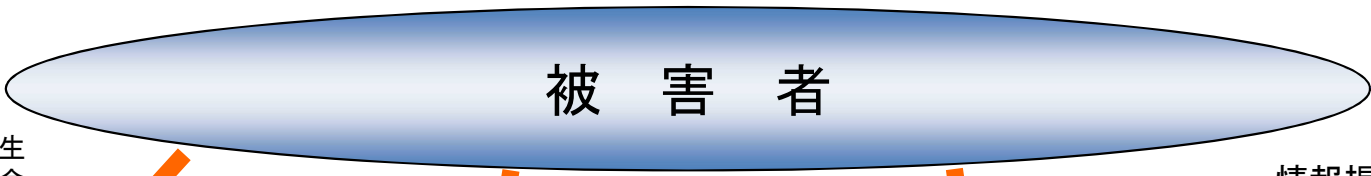


# 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」のスキーム

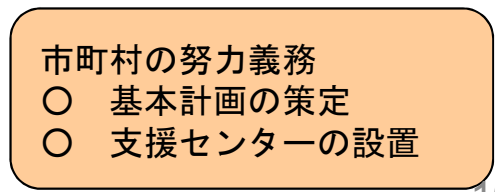
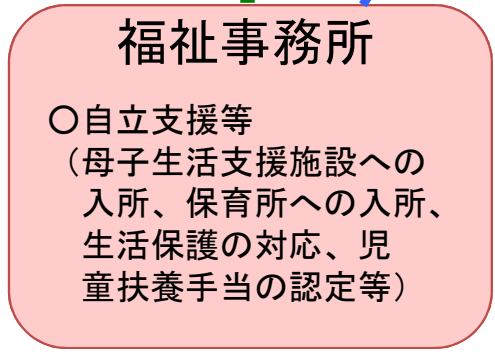
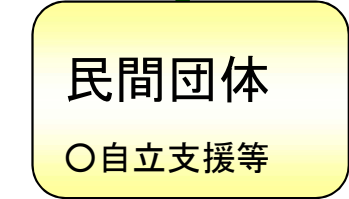
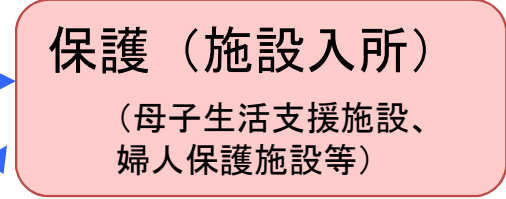
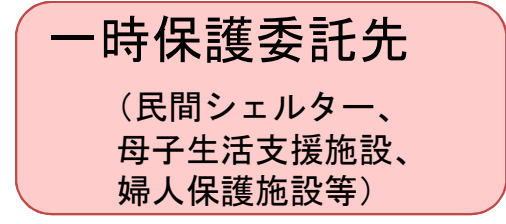
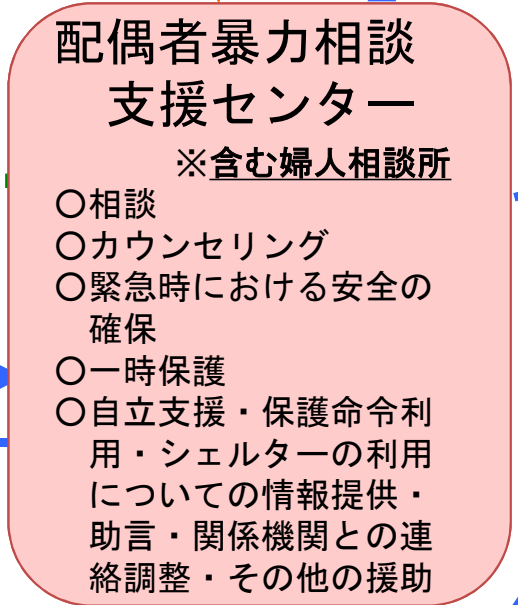
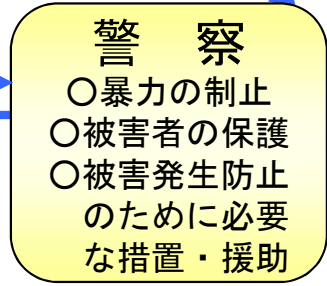
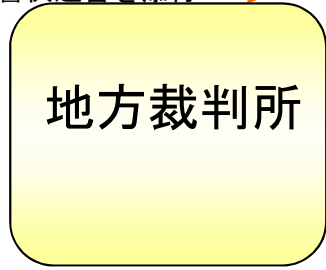
は厚生労働省に  
関係するもの

保護命令の申立て

身体に対する暴力又は生命に対する脅迫が保護命令の対象  
※ 配偶者暴力相談支援センター・警察への相談がない場合、公証人面前宣誓供述書を添付



情報提供努力義務  
①発見した者による通報努力義務  
②医師等は通報できる  
(被害者の意思を尊重するよう努める)



通知

地裁の請求に基づく  
書面提出等

連携

通知

地裁の請求に基づく書面提出等

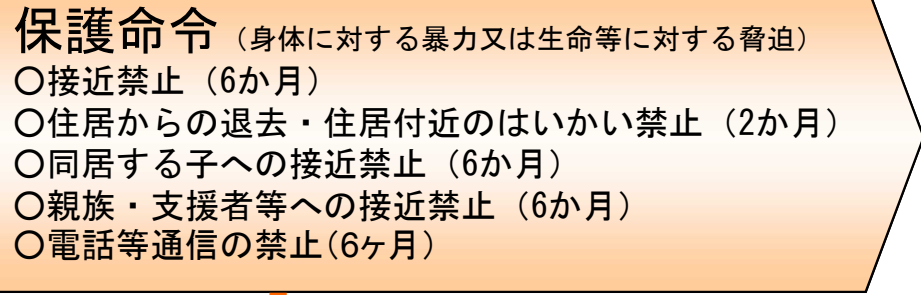
委託

入所

入所

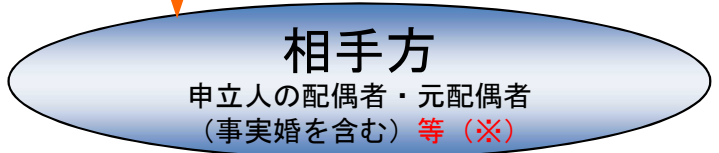
連携

連携



発令

保護命令違反に対する罰則  
○1年以下の懲役または100万円以下の罰金





# 配偶者からの暴力で悩んでいる方へ

## 配偶者からの暴力

》》》》 いろいろな形態があります。

(「配偶者からの暴力で悩んでいる方へ」(内閣府・男女共同参画局)を元に作成)

### 配偶者

男性・女性を問いません。事実婚や元配偶者※も含まれます。

※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合。生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も含まれる。

### 暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力※も含まれます。

※保護命令は、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象。

## 相談

》》》》 いろいろな機関で相談を行っています。

### 配偶者暴力相談支援センター

○都道府県が設置する婦人相談所その他適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

○また、市町村の支援センターもあります。

- ①相談又は相談機関の紹介
- ②カウンセリング
- ③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※①～⑥のうち、各支援センターにおいて実施されている事業は支援センターによって異なります。

### 警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

一時保護 》》》》 とりあえず加害者から逃れたい。

### 婦人相談所

各都道府県に必ず1つ設置されています。

○各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。

○お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

(一時保護は、民間シェルター等に委託されることもあります。)

## 保護命令

》》》》 加害者が近寄ってこないようにしたい

裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が出されます。

※更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに限ります。

### 被害者への接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6ヶ月です。

### 被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等※<sup>1</sup>の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令です。

期間は6ヶ月※<sup>2</sup>です。

※<sup>1</sup>対象は、①被害者と同居する被害者の未成年の子供、②被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者です。 ※<sup>2</sup>被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

※<sup>3</sup>対象者は被害者本人のみです。また、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

### 電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等が禁止されません。

期間は6ヶ月※<sup>3</sup>です。

### 退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2ヶ月です。

- 事実婚の場合の申立てや元配偶者に対する申立て、生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手に対する申立てもできます。
- 命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。

## 自立支援

》》》》 自立して生活がしたい。

### 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援のための様々な情報を提供しています。

○就業の促進 職業紹介、職業訓練等に関する情報提供

○住宅の確保 公営住宅等に関する情報提供

○援 護 生活保護、児童扶養手当の受給等に関する情報提供<sup>107</sup>

# 婦人相談所一時保護

昭和32年4月

売春防止法に基づき、婦人相談所に要保護女子の一時保護を行う施設を設置。  
(平成19年4月～定員を超える場合は一時保護委託が可能となった。)

平成14年4月～

DV法に基づき、暴力被害女性及び同伴家族の一時保護を行うこととされた。  
また、民間シェルター等への一時保護委託が可能となった。

平成16年12月～

人身取引対策行動計画に基づき、婦人相談所及び一時保護委託先施設において、人身取引被害者の一時保護を行うこととなった。(平成17年度より一時保護委託を実施)

平成23年3月～

第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、恋人からの暴力の被害者を一時保護の委託対象に加えた。

平成23年7月～

母子生活支援施設において、妊娠段階から出産後まで一貫して母子の支援を行うことが可能となるよう、支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦を一時保護の委託対象に加えた。

平成28年4月～

「ストーカー総合対策」(平成27年3月)や第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日)を踏まえ、ストーカー行為や性暴力・性犯罪の被害女性を一時保護の委託対象に加えた。

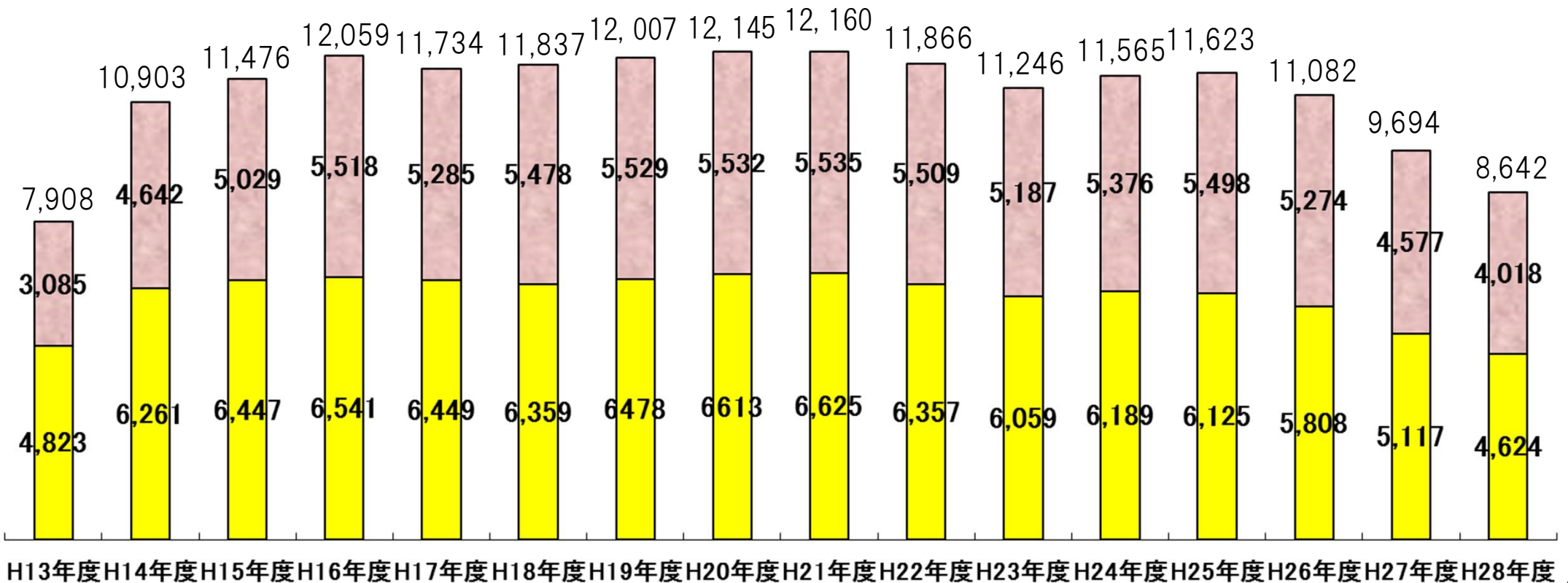
# 婦人相談所による一時保護者数の推移

○婦人相談所により一時保護された女性は4,624人。同伴家族の数が4,018人で、合計8,642人となっている。

○一時保護件数は平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少している。

■ 一時保護された女性      ■ 同伴家族

(件数)



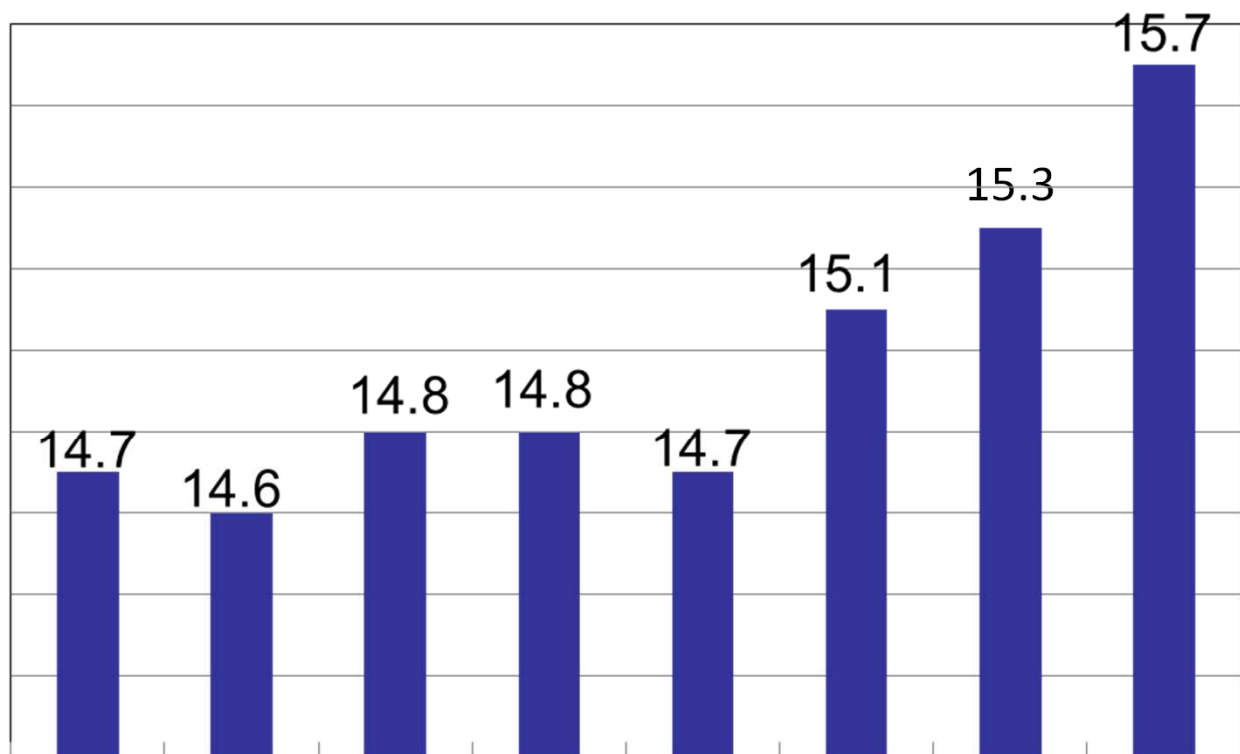
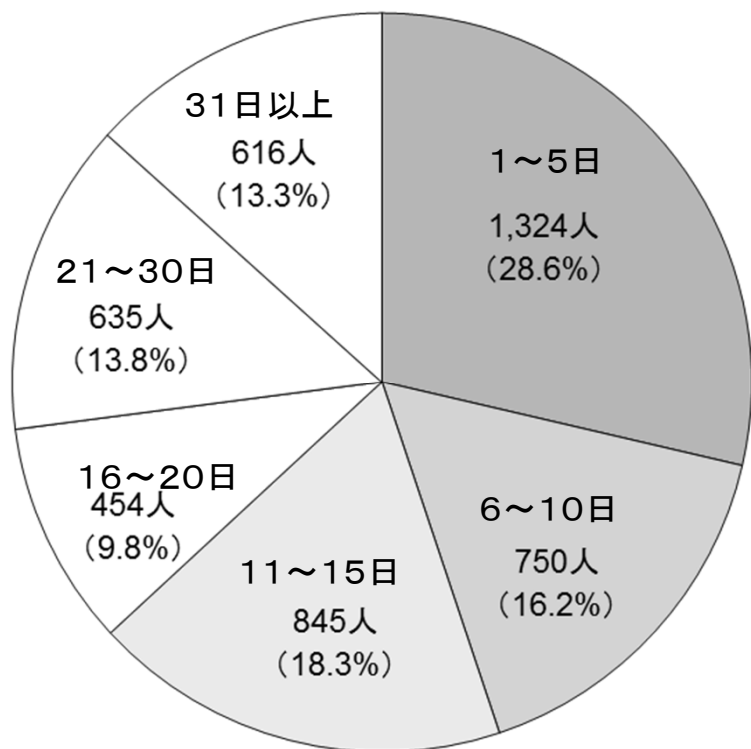
# 婦人相談所による一時保護の在所期間

- 一時保護の平均在所日数は平成28年度は15.7日となっている。
- 平均在所日数の推移をみると、平成26年度以降伸びている。

平成28年度 合計:4,624人

## 平均在所日数の推移

(日)



H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度

# 一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は、平成29年4月1日現在で325施設。  
※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。
- 平成28年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、2,886人。  
(女性本人1,354人、同伴家族1,532人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数16.3日となっている。(一時保護委託ケース)

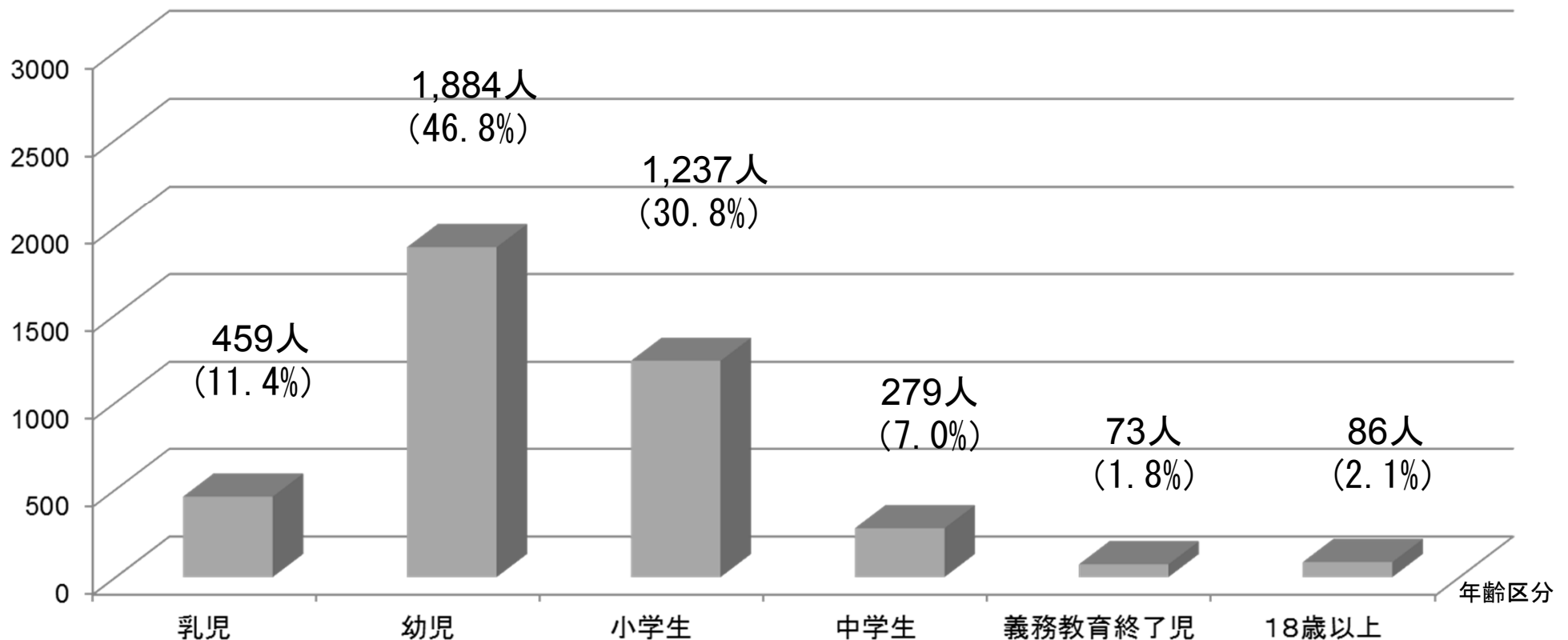
## 一時保護の委託契約施設数(平成29年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間シェルター	児童福祉施設 (注1)	障害者支援施設	婦人保護施設	老人福祉施設	保護施設	その他	合計
力所数 (注2)	<b>108</b> <b>(104)</b>	<b>878</b> <b>(93)</b>	<b>45</b> <b>(53)</b>	<b>26</b> <b>(26)</b>	<b>22</b> <b>(22)</b>	<b>21</b> <b>(14)</b>	<b>11</b> <b>(9)</b>	<b>4</b> <b>(4)</b>	<b>325</b> <b>(325)</b>

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ( )内は、平成28年4月1日現在

## 一時保護同伴家族の状況(平成28年度)

- 約6割が乳児・幼児。約3割が小学生。同伴家族の約98%が18歳未満の児童。
- ほとんどが婦人相談所一時保護所または一時保護委託先において保護女性と一緒に保護。
- 年齢の高い男子を伴う場合は、一時保護を委託するケースが多い。



合計:4,018人

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

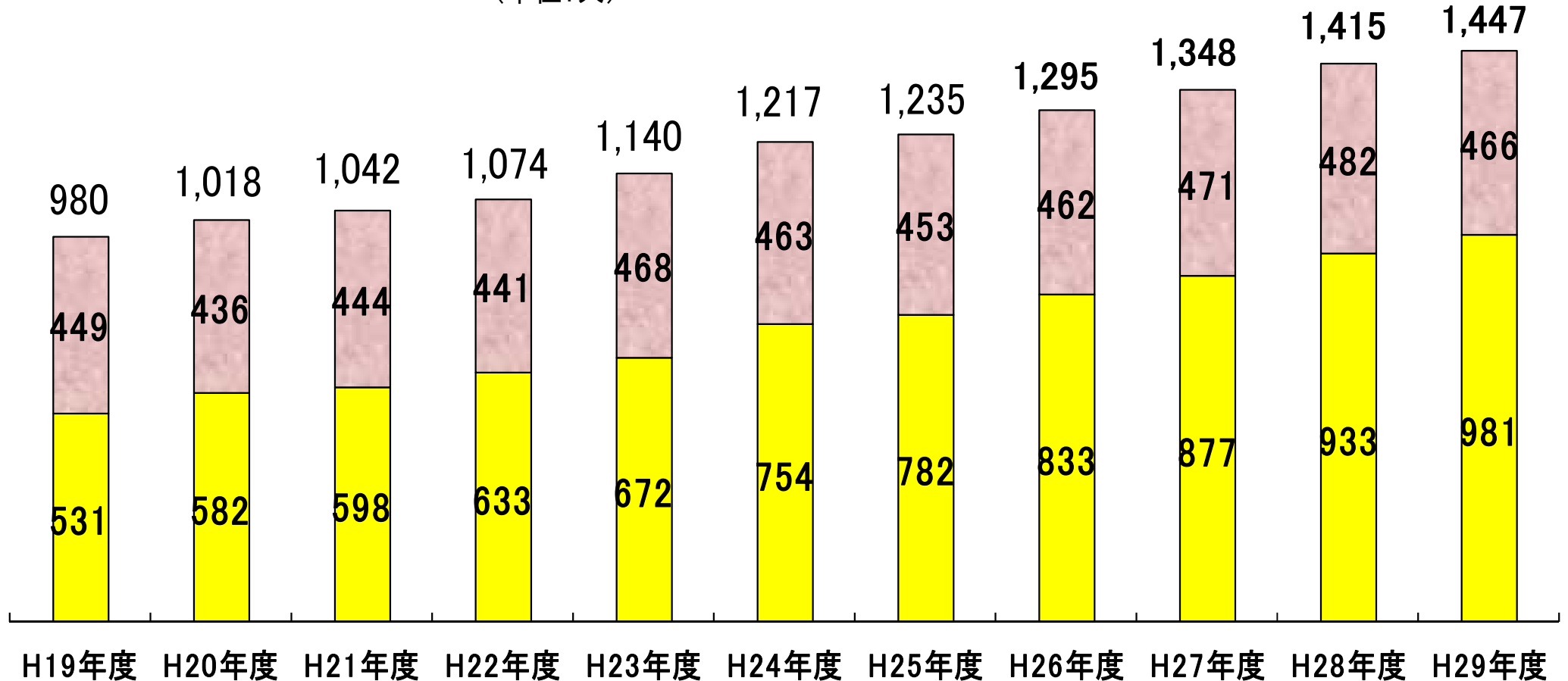
# 婦人相談員の推移

○婦人相談員は、都道府県及び市から委嘱され、夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応している。

○婦人相談員の員数は毎年少しずつ増加しているが、特に市の増加率が高い。

市 都道府県

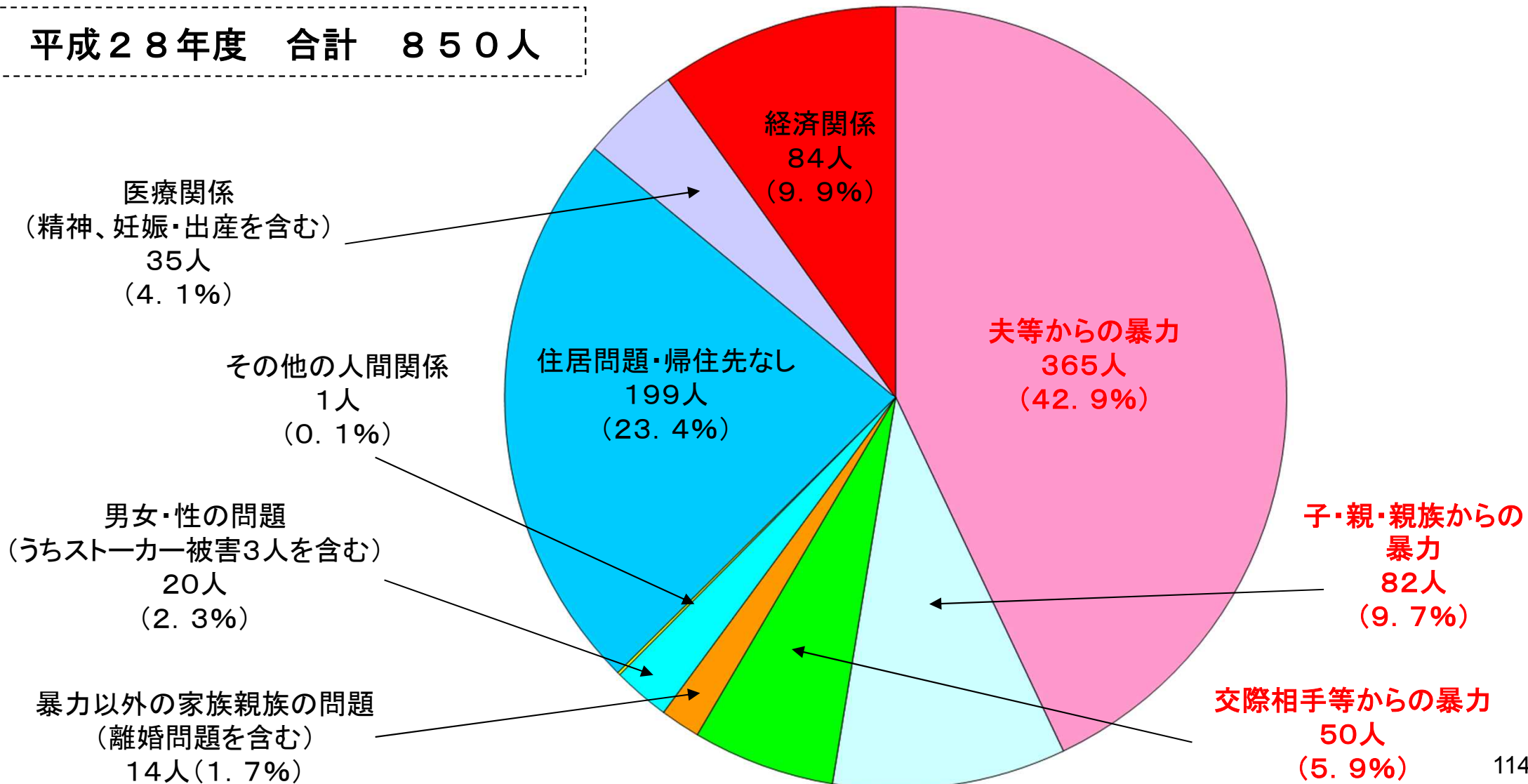
※人数は当該年度の4月1日現在 (単位:人)



# 婦人保護施設における在所者の入所理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の42.9%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が全体の58.5%を占めている。
- ※ なお、在所者850人のほかに、同伴家族377人(うち同伴児童373人)が入所している。

平成28年度 合計 850人





# 婦人保護施設入所者の心身の状況

○入所者のうち、47.3%の女性が、何らかの障害あるいは病気を抱えている。

(参考)平成28年度  
婦人保護施設入所者数 850人

